

県土整備部土木請負工事成績評定の実施要領

（目 的）

第1条 この要領は、県土整備部所管の土木請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定は、原則として1件の最終請負金額が250万円以上の請負工事について行うものとする。ただし、総価契約単価取決方式による工事、点検・清掃・除草等の作業、並びに災害に伴う緊急工事及び応急工事については、評定の対象外とする。また、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で契約担当者が評定の必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

（評定者）

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、「兵庫県工事検査規程」（昭和53年4月1日訓令第7号）第6条及び「土木工事検査取扱要領」（平成9年3月31日付け土（建）第1006号）第3条に定める検査員、並びに「県土整備部土木請負工事監督要領」（平成13年7月1日付け土課第1132号）第2条に定める総括監督員及び主任監督員とする。

2 （公財）兵庫県まちづくり技術センターに工事監理業務等を委託した工事については、その工事現場を担当した現場技術員を前項の主任監督員とする。

（評定の方法）

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

3 評定は、工事の完成検査、又は一部完成検査のとき、それぞれ行うものとする。なお、完成検査の評定にあたっては、一部完成検査で行った評定を勘案した総合評定で行うものとする。

4 評定は、別記様式第1「土木工事成績採点表」（以下「採点表」という。）により行うものとする。

5 細目別評定点は、別記様式第2「細目別評定点採点表」により算出するものとする。

6 評定結果は、別記様式第3「土木工事成績評定表」に記録するものとする。

（評定結果の提出）

第5条 評定者は、評定を行ったときは、採点表を契約担当者に提出するものとする。

（評定結果の通知）

第6条 契約担当者は、前条により評定者から採点表の提出があったときは、一部完成検査の採点表を除き、当該工事の受注者に対して、別途定める「県土整備部土木請負工事成績評定の通知及び公表要領」（平成22年4月1日付け技企第1353号。以下「通知公表要領」という。）により、評定結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 評定者は、第5条により採点表を契約担当者に提出した後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 評定者は、前項により評定の修正を行ったときは、修正した採点表を契約担当者に提出するものとする。

3 契約担当者は、前項により評定者から修正した採点表の提出があったときは、当該工事の受注者に対して、通知公表要領に定めるところにより、修正結果を通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 第6条又は前条第3項の通知を受けた者は、通知の日から起算して21日(「休日」を含む。)以内に、書面により、通知を行った契約担当者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項による説明を求められたときは、通知公表要領に定めるところにより、回答するものとする。

(評定結果等の公表)

第9条 契約担当者は、第6条又は第7条第3項の通知をしたときは、通知公表要領に定めるところにより、評定結果又は修正結果を公表するものとする。

2 契約担当者は、前条第2項の回答をしたときは、通知公表要領に定めるところにより、通知を受けた者が評定の内容について説明を求めた書面及び契約担当者が回答した書面を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から適用する。

土木工事成績採点表

平成 年 月 日 検査

県民局 事務所 課・室

平成 年度	工事番号	事業名					工事名					請負金額						
	号											円						
河川・路線・港湾・地区名等:							施工場所: 市・郡 町											
工 種 :		工 期 : 平成 年 月 日～平成 年 月 日					完成年月日: 平成 年 月 日											
受注者名 :		現 場 代 理 人					監理技術者 または 主任技術者					監理技術者資格者証番号						
考査項目		主任監督員					総括監督員					検 査 員						
		補職名					補職名					補職名						
		氏 名 印					氏 名 印					氏 名 印						
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0												
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0						+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+6.0	+3.0	0	-7.5	-15.0							
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+6.0	+3.0	0	-7.5	-15.0							
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0												
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0						+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0
	III. 出来ばえ											+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						(≤20) +	0										
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	(≤7) +	0															
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						(≤3) +	0										
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		十 点					十 点					十 点						
評定点 (65 ± 加減点合計) ※4		① 点					② 点					③ 点						
評定点		④=①×0.4 点					⑤=②×0.2 点					⑥=③×0.4 点						
評定点計		⑦=④+⑤+⑥ 点																
7. 法令遵守等 ※5							⑧ 点											
評定点合計 ※6		⑨=⑦-⑧ 点																
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認 ※7						履 行 不 履 行 対象外											
所 見 ※8																		

※1

考査項目毎の採点は、主任監督員は別紙1－1～別紙1－8、総括監督員は別紙2－1～別紙2－4、検査員は別紙3－1～別紙3－33によるものとし、主任監督員、総括監督員、検査員の順に記載する。

※2

工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目とする。
評価は、加点評価のみとし、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が行う。

※3

創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目とする。
評価は、加点評価のみとし、主任監督員が行う。

※4

評定点 ＝ 65点 ± 加減点合計（1～6の評定）
評定点（①～⑥）、評定点計（⑦）は、小数第1位まで記入する。

※5

法令遵守等の評価は、減点評価のみとし、総括監督員が行う。

※6

評定点合計 ＝ 評定点計 － 法令遵守等
評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※7

総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。

※8

所見は必ず記入する。

細目別評定点採点表

項目	細別	①主任監督員	②総括監督員	③検査員	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() ×0.4+2.9= 2.9 点			2.9 3.3 点	4.5%
	II. 配置技術者	() ×0.4+2.9= 2.9 点			2.9 4.1 点	4.5%
2. 施工状況	I. 施工管理	() ×0.4+2.9= 2.9 点		() ×0.4+6.5= 6.5 点	9.4 13.0 点	14.5%
	II. 工程管理	() ×0.4+2.9= 2.9 点	() ×0.2+3.2= 3.2 点		6.1 8.9 点	9.4%
	III. 安全対策	() ×0.4+2.9= 2.9 点	() ×0.2+3.3= 3.3 点		6.2 9.4 点	9.5%
	IV. 対外関係	() ×0.4+2.9= 2.9 点			2.9 3.7 点	4.5%
	I. 出来形及び出来ばえ	() ×0.4+2.8= 2.8 点		() ×0.4+6.5= 6.5 点	9.3 14.9 点	14.3%
	II. 品質	() ×0.4+2.9= 2.9 点		() ×0.4+6.5= 6.5 点	9.4 17.4 点	14.5%
	III. 出来ばえ			() ×0.4+6.5= 6.5 点	6.5 8.5 点	10.0%
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() ×0.2+3.3= 3.3 点		3.3 7.3 点	5.1%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() ×0.4+2.9= 2.9 点			2.9 5.7 点	4.5%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() ×0.2+3.2= 3.2 点		3.2 3.8 点	4.9%
7. 法令遵守等			() ×1.0= 0 点		0.0	
評定点合計					65.0 100 点	
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 対象外			

- ※ (①+②+③) = 細目別評定点
- ※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
- ※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。

土木工事成績評定表

施 工 年 度	平成	年度	工 事 番 号	第	号
工 事 名					
工 事 場 所					
受 注 者 名					
最終契約金額					
工 期	平成	年	月	日	～ 平成 年 月 日
完 成 年 月 日	平成	年	月	日	検 査 年 月 日 平成 年 月 日
現 場 代 理 人 氏 名					
監 理 ・ 主 任 技 術 者 氏 名					
考 査 項 目	細 別		評定点／満点 (修正された場合は修正前を () 書き)		
1. 施 工 体 制	Ⅰ. 施工体制一般		／ 3.3 点		
	Ⅱ. 配置技術者		／ 4.1 点		
2. 施 工 状 況	Ⅰ. 施工管理		／ 13.0 点		
	Ⅱ. 工程管理		／ 8.9 点		
	Ⅲ. 安全対策		／ 9.4 点		
	Ⅳ. 対外関係		／ 3.7 点		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形		／ 14.9 点		
	Ⅱ. 品質		／ 17.4 点		
	Ⅲ. 出来ばえ		／ 8.5 点		
4. 工事特性 (加点のみ)	Ⅰ. 施工条件等への対応		／ 7.3 点		
5. 創意工夫 (加点のみ)	Ⅰ. 創意工夫		／ 5.7 点		
6. 社会性等 (加点のみ)	Ⅰ. 地域への貢献等		／ 3.8 点		
7. 法令遵守等 (減点のみ)			点		
評 定 点 合 計			／ 100 点		
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認		履 行 不履行 対象外		

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ ☐ 工事実績データ（コリンズ）の登録（受注時・変更時・完成時）は、監督員の確認を受けた上で契約後等の10日以内に行われている。 ☐ ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載し、現場と一致している。 ☐ ☐ 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受払い簿等により適切に行われている。 ☐ ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ ☐ 工場製作を含む工事について、工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ○ × 対象外 【全体を評価する項目】 ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☐ ☐ 作業に必要な作業主任者を選任及び配置している。 ☐ ☐ 作業に必要な専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ ☐ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 ☐ ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ ☐ 施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。 ☐ ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☐ ☐ 施工計画や工事工程を把握し、出来形・品質管理等の施工管理、資料作成・整理に主体的に関わっている。 ☐ ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☐ ☐ ☐ 契約書第 18 条第 1 項第 1 号～5 号に基づく設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けている。 ☐ ☐ ☐ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 ☐ ☐ ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ ☐ ☐ 施工計画書が、技術提案の内容を反映したものとなっている。 ☐ ☐ ☐ 施工計画書の内容と現場の施工方法・施工内容が一致している。 ☐ ☐ ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ ☐ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☐ ☐ ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ ☐ ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ ☐ ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ ☐ ☐ 材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ ☐ ☐ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 ☐ ☐ ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ ☐ ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ ☐ ☐ 施設台帳等を整理している。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ ☐ ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ ☐ ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っている。 ☐ ☐ ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ ☐ ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ ☐ ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ ☐ ☐ 適切な工程管理を行い、工期内に完成書類を提出した。 ☐ ☐ ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ☐ ☐ ☐ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。 ☐ ☐ ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☐ ☐ ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ ☐ ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ ☐ ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ ☐ ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ ☐ ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ ☐ ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅳ. 対外関係	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 ☐ ☐ ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ ☐ ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ ☐ ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ ☐ ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ ☐ ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	土 木 工 事	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った
		※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事項物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理に係る打点数等を有する工事は、ばらつき判断を行う。 ⑤ 測定結果の打点数等が10点未満の場合、「概ね50%以内」を「50%以内」に、「概ね80%以内」を「80%以内」に読み替える。				
	機械設備工事	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 ☐ ☐ ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ ☐ ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☐ ☐ ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ ☐ ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ ☐ ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ☐ ☐ ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☐ ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ ☐ ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☐ ☐ ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ ☐ ☐ その他 {理由： } ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%)＝該当項目数 ()／評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事 通 信 設 備 工 事・受変電設 備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 出 来 形 の 測 定 方 法 又 は 測 定 値 が不適切であったため、監督職員 が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督 職員が改造請求を行った。
I. 出来形		●評価対象項目 ☐ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 ☐ ☐ ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 ☐ ☐ ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ ☐ ☐ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ ☐ ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ ☐ ☐ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ☐ ☐ ☐ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 ☐ ☐ ☐ 測定機器のキャリブレーションを、定期的の実施している。 ☐ ☐ ☐ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ ☐ ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

 ●判断基準

評価値が90%以上・・・・・・・・a
 評価値が80%以上90%未満・・・・b
 評価値が80%未満・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e					
3. 出来形及び出来ばえ	土 木 工 事	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。					
II. 品質		※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事項目的規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 試験結果の打点数等が10点以上の場合、管理図・ヒストグラム等がなければ、ばらつき判断不可能とし「c」評価とする。 ⑤ 試験結果の打点数等が10点未満の場合、下表により評価する。 ⑥ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする 表：打点数等が10点未満の場合 <table><tr><th>a</th><th>b</th><th>c</th></tr><tr><td>評価値が⁸90%以上</td><td>評価値が⁸80%以上 90%未満</td><td>評価値が⁸80%未満</td></tr></table> ●評価対象項目 ○ × 対象外 【品質管理の計画】 ☐ ☐ ☐ 当該工事に必要な「品質管理基準及び規格値」が施工計画書に記載されている。 【品質管理の実施】 ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、品質管理について指示事項がない。 ☐ ☐ 使用材料の品質証明書に不足がない。 ☐ ☐ 品質管理表に不足がない。 ☐ ☐ 品質管理写真に不足がない。 【品質の良さ】（該当する全ての評価対象項目を該当項目とする） ☐ ☐ ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ ☐ ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ ☐ ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。 ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				a	b	c	評価値が ⁸ 90%以上	評価値が ⁸ 80%以上 90%未満	評価値が ⁸ 80%未満
a	b	c									
評価値が ⁸ 90%以上	評価値が ⁸ 80%以上 90%未満	評価値が ⁸ 80%未満									

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	機械設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
Ⅱ. 品質		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 ☐ ☐ ☐ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 ☐ ☐ ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 ☐ ☐ ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ☐ ☐ ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ ☐ ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ ☐ ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 ☐ ☐ ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 ☐ ☐ ☐ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 ☐ ☐ ☐ 設備の取扱説明書を工夫している。 ☐ ☐ ☐ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ☐ ☐ ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 ☐ ☐ ☐ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 ☐ ☐ ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 ☐ ☐ ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 ☐ ☐ ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 ☐ ☐ ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 ☐ ☐ ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ ☐ ☐ その他 理由：				
		●判断基準		評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
Ⅱ. 品質	通信設備工事・ 受変電設備工事	●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ☐ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
	維持・修繕工事	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 ☐ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 ☐ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ●判断基準 ※該当項目が6項目以上・・・a ※該当項目が4項目以上・・・b ※該当項目が3項目以下・・・c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。				

考査項目別運用表

(主任監督員)

考査項目	細別	工夫事項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ ICT（情報通信技術）を活用した工事。（ICT 活用工事とは、3 次元起工測量、3 次元設計データ作成、ICT 建設機械による施工、出来形確認及び検査、納品までの施工プロセスにおいて ICT を全面的に活用する工事） ※本項目は5点の加点とする。 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 ☐ 県内産品使用促進の取組要領に準拠して県内産品を使用 ※本項目は2点の加点とする。 ☐ 週休2日制度を活用した工事 ※本項目は休日取得率 60%以上 1 点、75%以上 2 点、85%以上 3 点の加点とする。 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、PC ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。 ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。 【その他】 ☐ その他 理由：_____ ☐ その他 理由：_____ ☐ その他 理由：_____ ☐ その他 理由：_____ ☐ その他 理由：_____ ☐ その他 理由：_____	
		記述評価 （レマークを付した評価内容を詳細記述）	評点：_____点

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1点または2点で評価し、最大7点の加点評価とする。（ただし、ICT 活用工事及び週休2日制度を活用した工事についてはこの最大7点には含めない。）

※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

考査項目別運用表

(総 括 監 督 員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ ☐ ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ ☐ ☐ 工程管理を適切に行なったことにより、計画工程以外の時間外作業の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ ☐ ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ ☐ ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ ☐ ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上 評価値が80%以上90%未満 評価値が60%以上80%未満 評価値が60%未満 ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数 () ÷ 評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。 (但し、改善指示による場合を除く) 上記該当あれば e ☐ 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当あれば d	
	Ⅲ. 安全対策	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ ☐ ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ ☐ ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ ☐ ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ ☐ ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ ☐ ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上 評価値が80%以上90%未満 評価値が60%以上80%未満 評価値が60%未満 ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数 () ÷ 評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。 上記該当あれば e ☐ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。 上記該当あれば d	

考査項目別運用表

(総括監督員)

考査項目	細別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応	Ⅰ 構造物の特殊性への対応 ☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3. その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(1. について) 切土の土工量：20万㎡以上、盛土の土工量：15万㎡以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15㎡以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50㎡/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100㎡以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300㎡以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万㎡以上、流路工の計画高水流量：500㎡以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m³/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上 (2. について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3. について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 ☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10. その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	(4. について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5. について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6. について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7. について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8. について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9. について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10. について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15. その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(11. について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12. について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13. について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14. について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15. について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
	Ⅳ 長期工事における安全確保への対応	☐ 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 17. その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	
	評 価	評 点： _____ 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 評価にあたっては、主任監督員の意見も参考に評価する。

考査項目別運用表

(総括監督員)

考査項目	細別	貢 献 事 項
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 県内産品使用促進の取組要領に準拠して県内産品を使用。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ※1. 特に評価すべき地域貢献事例を評価する。 ※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1点で評価し、最大3点の加点評価とする。 ※3. 上記項目の他に評価に値する地域貢献等があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。
	評 価	評 点： _____ 点

考査項目別運用表

(総括監督員)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等		
	措置内容	点数
	☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	－ 20点
	☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15点
	☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13点
	☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10点
	☐ 5. 文書注意	－ 8点
	☐ 6. 口頭注意	－ 5点
	☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3点
	☐ 8. その他 理由：	－ 点
	☐ 9. 項目該当なし	
	① 本考査項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行すること限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。	
	【上記で評価する場合の適応事例】 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 15. 工事関係車両、建設機械等で不正軽油を使用したことが判明し、地方税法違反で処分された。 16. 「県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱」に関して、労働基準監督署から行政指導を受けた。あるいは送検された。	

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 契約書第 18 条第 1 項第 1 号～5 号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 現場代理人・監理（主任）技術者が施工計画や工事工程を把握し、出来形・品質管理等の施工管理、資料作成・整理に主体的に関わっていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 過積載防止の取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 建設業退職金共済証紙が適切に配布され管理されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施設台帳等を整理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

●判断基準

評価値が90%以上・・・a

評価値が80%以上90%未満・・・b

評価値が80%未満・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。

考査項目別運用表

		(検 査 員)						
考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	土 木 工 事	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ ☐ ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ ☐ ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： ※ ばらつきの判断は別紙－４参照。						
	機械設備工事	a	a'	b	b'	c	d	e
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 ☐ ☐ ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ☐ ☐ ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ ☐ ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ ☐ ☐ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・・・・・・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・・・・・・・・b' 評価値が60%未満・・・・・・・・・・c					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。	

考査項目別運用表

(検 査 員)																										
考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																		
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている																		
I. 出来形	通信設備工事・ 受変電設備工事	●評価対象項目					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																		
		○ × 対象外																								
☐ ☐ ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ ☐ ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ ☐ ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ ☐ ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： <tr><td colspan="9">●判断基準</td></tr> <tr><td colspan="9"> 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ a' 評価値が70%以上80%未満・・・・・・・・ b 評価値が60%以上70%未満・・・・・・・・ b' 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </td></tr>									●判断基準									評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ a' 評価値が70%以上80%未満・・・・・・・・ b 評価値が60%以上70%未満・・・・・・・・ b' 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。								
●判断基準																										
評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ a' 評価値が70%以上80%未満・・・・・・・・ b 評価値が60%以上70%未満・・・・・・・・ b' 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																										

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ☐ × 対象外 ☐ ☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ ☐ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ ☐ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 有害なクラック、損傷が無い。 ☐ ☐ ☐ その他(施工基面の整形、清掃、湧水、滞水処理が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他(支持地盤の地耐力が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他(☐ ☐ ☐ その他(●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合							
☐ 単独工種						① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。		
☐ 第1工種								
☐ 第2工種								
2工種による判定計算	第1工種 	第2工種 						

適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知

2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合
品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。

【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。)

☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。

評価値		品質の良さの該当項目数			測定値が無い
		3項目該当	2項目該当	1項目該当	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	コンクリート構造物工事	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い。	●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d	評価項目数 第1工種 第2工種 計	1工種 2工種 計 (判定基準項目合計数)

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e																																																																			
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙ー4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																																																			
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 法面に有害な亀裂が無い。 ☐ ☐ ☐ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。																																																																				
☐ 単独工種																																																																										
☐ 第1工種																																																																										
☐ 第2工種																																																																										
2工種による判定計算	第1工種 第2工種 <table><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td>+</td><td>=</td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>									+	=				●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table><tr><td></td><td colspan="3">ばらつきの判断可能</td><td>ばらつきの判断不可能</td></tr><tr><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能		50%以下	80%以下	80%を超える		評価値	90%以上	a	a'	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	60%未満	b'	c	c	適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。 <table><tr><td></td><td colspan="3">品質の良さの該当項目数</td><td>測定値が無い</td></tr><tr><td></td><td>3項目該当</td><td>2項目該当</td><td>1項目該当</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>				品質の良さの該当項目数			測定値が無い		3項目該当	2項目該当	1項目該当		評価値	90%以上	a	a'	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	60%未満	b'	c	c
	+	=																																																																								
	ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																																																						
	50%以下	80%以下	80%を超える																																																																							
評価値	90%以上	a	a'	b																																																																						
	75%以上90%未満	a'	b	b'																																																																						
	60%以上75%未満	b	b'	c																																																																						
	60%未満	b'	c	c																																																																						
	品質の良さの該当項目数			測定値が無い																																																																						
	3項目該当	2項目該当	1項目該当																																																																							
評価値	90%以上	a	a'	b																																																																						
	75%以上90%未満	a'	b	b'																																																																						
	60%以上75%未満	b	b'	c																																																																						
	60%未満	b'	c	c																																																																						

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	土工事 (盛土、築堤工事等)	●評価対象項目 ☐ 仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	評価項目数 第1工種 第2工種 計
Ⅲ. 出来ばえ		a b c d	1工種 2工種 計 (判定基準項目合計数)		

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e																																
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙―4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																
Ⅱ. 品質	●評価対象項目 ☐ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 法面に有害な亀裂が無い。 ☐ ☐ ☐ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()																																						
☐ 単独工種						① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。																																	
☐ 第1工種																																							
☐ 第2工種																																							
●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきの判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきの判断不可能</td></tr><tr><td></td><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。										ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
2工種による判定計算	第1工種	第2工種	適用:H27. 2. 1以降の入札公告・通知 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">品質の良さの該当項目数</td><td rowspan="2">測定値が無い</td></tr><tr><td></td><td></td><td>3項目該当</td><td>2項目該当</td><td>1項目該当</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>							品質の良さの該当項目数			測定値が無い			3項目該当	2項目該当	1項目該当	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		品質の良さの該当項目数			測定値が無い																																		
		3項目該当	2項目該当	1項目該当																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	切土工事	●評価対象項目 ☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d	1工種 2工種 計 a + = b + = c + = d + = (判定基準項目合計数)
Ⅲ. 出来ばえ					

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e																																																						
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																																						
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結を、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ ☐ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ ☐ ☐ その他(丁張りを2重・3重に設けるなど、法勾配、裏込材の厚さの確保のため細心の注意を払っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他(					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。																																																							
☐ 単独工種																																																													
☐ 第1工種																																																													
☐ 第2工種																																																													
●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table><tr><td></td><td colspan="3">ばらつきの判断可能</td><td>ばらつきの判断不可能</td></tr><tr><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。 適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。 <table><tr><td></td><td colspan="3">品質の良さの該当項目数</td><td>測定値が無い</td></tr><tr><td></td><td>3項目該当</td><td>2項目該当</td><td>1項目該当</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>									ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能		50%以下	80%以下	80%を超える		評価値	90%以上	a	a'	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	60%未満	b'	c	c		品質の良さの該当項目数			測定値が無い		3項目該当	2項目該当	1項目該当		評価値	90%以上	a	a'	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	60%未満	b'	c	c
	ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																																									
	50%以下	80%以下	80%を超える																																																										
評価値	90%以上	a	a'	b																																																									
	75%以上90%未満	a'	b	b'																																																									
	60%以上75%未満	b	b'	c																																																									
	60%未満	b'	c	c																																																									
	品質の良さの該当項目数			測定値が無い																																																									
	3項目該当	2項目該当	1項目該当																																																										
評価値	90%以上	a	a'	b																																																									
	75%以上90%未満	a'	b	b'																																																									
	60%以上75%未満	b	b'	c																																																									
	60%未満	b'	c	c																																																									
2工種による判定計算	第1工種 	第2工種 	+ =																																																										

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	護岸・根固・水制工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d	1工種 2工種 計 (判定基準項目合計数)
Ⅲ. 出来ばえ				評価項目数 第1工種 第2工種 計 	a b c d + =

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙ー4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																														
II. 品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 【工場製作関係】 ☐ ☐ ☐ 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。																															
☐ 単独工種																																					
☐ 第1工種																																					
☐ 第2工種																																					
●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合																																					
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきの判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきの判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>										ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。 適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知																																					
2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。																																					
【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。																																					
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">品質の良さの該当項目数</th><th rowspan="2">測定値が無い</th></tr><tr><th>3項目該当</th><th>2項目該当</th><th>1項目該当</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>										品質の良さの該当項目数			測定値が無い	3項目該当	2項目該当	1項目該当	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		品質の良さの該当項目数			測定値が無い																																
		3項目該当	2項目該当	1項目該当																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
2工種による判定計算	第1工種 <table><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>			第2工種 <table><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>			<table><tr><td></td><td>+</td><td></td><td>=</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						+		=																						
	+		=																																		

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	鋼橋工事	●評価対象項目 ☐ 表面に補修箇所が無い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 全体的な美観が良い。			
III. 出来ばえ		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d			
		評価項目数 第1工種 第2工種 計			
		a b c d			
		1工種 2工種 計			
		+ + + +			
		=			
		=			
		=			
		=			
		(判定基準項目合計数)			

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙ー4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 【共通】 ☐ ☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ ☐ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ ☐ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。 ☐ ☐ ☐ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他() 【砂防構造物工事】 ☐ ☐ ☐ コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他(残存型枠の品質規格証明書が整備されている。) ☐ ☐ ☐ その他(スリット鋼材は設計図書で規定する規格・品質を満足していることが確認できる。) ☐ ☐ ☐ その他(スリット鋼材製品の保管、吊り込み、据付に十分注意を払っており損傷等がないことが確認できる。) ☐ ☐ ☐ その他(地耐力等基礎地盤の性状が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。) ☐ ☐ ☐ その他(打設前に施工基面の清掃、湧水・滞水処理が適切に実施されていることが確認できる。) ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()							
2工種による判定計算	第1工種 	第2工種 						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準
1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合

		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、
評価対象項目(評価値)だけで評価する。
適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知
2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合
品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。

【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。)
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。

		品質の良さの該当項目数			測定値が無い
		3項目該当	2項目該当	1項目該当	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	構造物工事	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d	1工種 2工種 計 (判定基準項目合計数)
Ⅲ. 出来ばえ					

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e																																																																
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工程施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																																																
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 【共通】 ☐ ☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ ☐ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ ☐ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。 ☐ ☐ ☐ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他() 【地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸工事を含む)】 ☐ ☐ ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()																																																																						
☐ 単独工種																																																																							
☐ 第1工種																																																																							
☐ 第2工種																																																																							
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。																																																																							
●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきの判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきの判断不可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。 適用:H27. 2. 1以降の入札公告・通知 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">品質の良さの該当項目数</th><th rowspan="2">測定値が無い</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>3項目該当</th><th>2項目該当</th><th>1項目該当</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>										ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c			品質の良さの該当項目数			測定値が無い			3項目該当	2項目該当	1項目該当	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																																																		
		品質の良さの該当項目数			測定値が無い																																																																		
		3項目該当	2項目該当	1項目該当																																																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																																																		
2工種による判定計算	第1工種 	第2工種 																																																																					

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	地すべり防止工事(集水井工事を含む)	●評価対象項目 ☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ 天端、端部の仕上げが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
Ⅲ. 出来ばえ				評価項目数 第1工種 第2工種 計	a b c d 1工種 2工種 計
(判定基準項目合計数)					

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e																																
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙ー4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 【路床・路盤工関係】 ☐ ☐ ☐ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他() 【アスファルト舗装工関係】 ☐ ☐ ☐ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☐ ☐ ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他() 【コンクリート舗装工関係】 ☐ ☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ ☐ ☐ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()																																						
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。																																							
2工種による判定計算 第1工種 第2工種 + =																																							
●判断基準																																							
1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合																																							
<table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきの判断可能</th><th>ばらつきの判断不可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th></th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>									ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える		評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、 評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																							
適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知																																							
2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。																																							
【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。)																																							
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。																																							
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。																																							
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。																																							
<table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">品質の良さの該当項目数</th><th>測定値が無い</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>3項目該当</th><th>2項目該当</th><th>1項目該当</th><th></th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>									品質の良さの該当項目数			測定値が無い			3項目該当	2項目該当	1項目該当		評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		品質の良さの該当項目数			測定値が無い																																		
		3項目該当	2項目該当	1項目該当																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	舗装工事	●判断基準			
Ⅲ. 出来ばえ		●評価対象項目	該当5項目以上・・・a	評価項目数	1工種
		☐ 舗装の平坦性が良い。	該当4項目・・・b	第1工種	+
		☐ 構造物の通りが良い。	該当3項目・・・c	第2工種	+
		☐ 端部処理が良い。	該当2項目以下・・・d	計	=
		☐ 構造物へのすりつけ等が良い。			=
		☐ 雨水処理が良い。			=
		☐ 全体的な美観が良い。			=
(判定基準項目合計数)					

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e																																																						
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙ー4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																																						
II. 品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 【共通】 ☐ ☐ ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係) ☐ ☐ ☐ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ 第1工種 ☐ 第2工種 【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 ☐ ☐ ☐ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 ☐ ☐ ☐ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ☐ ☐ ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() 【現場打法枠工関係(プレキャスト法枠工含む)】 ☐ ☐ ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ アンカーピンを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 枠内に空隙が無いことが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 層間にはく離が無いことが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() 【アンカー工関係(鉄筋挿入工含む)】 ☐ ☐ ☐ アンカーの施工長さが確認できる。 ☐ ☐ ☐ アンカーの角度が測定されており、規格値内であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ アンカープレートと法面、法枠等との空隙がないようモルタル等で充填されている。 ☐ ☐ ☐ アンカーの緊張・定着の確認試験等必要な試験が適正に行われている。 ☐ ☐ ☐ その他()					2工種による判定計算 第1工種 第2工種 + = 計 ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。																																																							
●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきの判断可能</td><td>ばらつきの判断不可能</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、 評価対象項目(評価値)だけで評価する。 適用: H27. 2. 1以降の入れ札公告・通知 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">品質の良さの該当項目数</td><td>測定値が無い</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>3項目該当</td><td>2項目該当</td><td>1項目該当</td><td></td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>										ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c			品質の良さの該当項目数			測定値が無い	評価値	90%以上	3項目該当	2項目該当	1項目該当		75%以上90%未満	a	a'	b	b	60%以上75%未満	a'	b	b'	b'	60%未満	b	b'	c	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																																								
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																																								
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																																								
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																																								
	60%未満	b'	c	c	c																																																								
		品質の良さの該当項目数			測定値が無い																																																								
評価値	90%以上	3項目該当	2項目該当	1項目該当																																																									
	75%以上90%未満	a	a'	b	b																																																								
	60%以上75%未満	a'	b	b'	b'																																																								
	60%未満	b	b'	c	c																																																								

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d	1工種 2工種 計
Ⅲ. 出来ばえ					

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外						
○ 単独工種	【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等)】 ☐ ☐ ☐ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。	
○ 第1工種	☐ ☐ ☐ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
○ 第2工種	☐ ☐ ☐ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 ☐ ☐ ☐ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 配筋、スパーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 ☐ ☐ ☐ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他(場所打ち杭のコンクリートの品質が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。)						
	☐ ☐ ☐ その他(スライムの処理が適切に行われていることが確認できる。)						
	☐ ☐ ☐ その他(鉄筋かごに有害物(さび・どろ・油)が付着しないように適切に管理していることが確認できる。)						
	☐ ☐ ☐ その他()						
	☐ ☐ ☐ その他()						
	【地盤改良関係】 ☐ ☐ ☐ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()						
2工種による判定計算	第1工種 + 	第2工種 = 					

●判断基準
1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合

		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知

2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合
品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。

【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。)

☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。

		品質の良さの該当項目数			測定値が無い
		3項目該当	2項目該当	1項目該当	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	基礎工事及び地盤改良工事	●評価対象項目 ☐ 土工関係の仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部及び天端の仕上げが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	1工種 a b c d
Ⅲ. 出来ばえ		※ 地盤改良は○評価とする。		第1工種 第2工種 計	2工種 計

(判定基準項目合計数)

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e																											
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙ー4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																											
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ☐ × 対象外 ☐ ☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ ☐ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ ☐ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ ☐ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ プレブーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()																																	
2工種による判定計算	第1工種 第2工種 + =					●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきの判断可能</td><td>ばらつきの判断不可能</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。 適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。				ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																													
評価値	90%以上	a	a'	b	b																													
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																													
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																													
	60%未満	b'	c	c	c																													
		品質の良さの該当項目数			測定値が無い																													
評価値	90%以上	a	a'	b	b																													
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																													
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																													
	60%未満	b'	c	c	c																													

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	コンクリート橋上部工事 (PCおよびRCを対象)	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 支承部の仕上げが良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d	1工種 2工種 計 a + = b + = c + = d + = (判定基準項目合計数)

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e																																																													
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙―4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																																													
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。 ●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきの判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきの判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。 適用:H27. 2. 1以降の入札公告・通知 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">品質の良さの該当項目数</th><th rowspan="2">測定値が無い</th></tr><tr><th>3項目該当</th><th>2項目該当</th><th>1項目該当</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>					ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c			品質の良さの該当項目数			測定値が無い	3項目該当	2項目該当	1項目該当	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																																															
		50%以下	80%以下	80%を超える																																																																
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																																															
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																																															
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																																															
	60%未満	b'	c	c	c																																																															
		品質の良さの該当項目数			測定値が無い																																																															
		3項目該当	2項目該当	1項目該当																																																																
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																																															
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																																															
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																																															
	60%未満	b'	c	c	c																																																															
2工種による判定計算	第1工種 	第2工種 																																																																		

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	塗装工事 (工場塗装を除く)	●評価対象項目 ☐ 塗装の均一性が良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 補修箇所が無い。 ☐ ケレンの施工状況が良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。	●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	評価項目数 第1工種 第2工種 計	1工種 2工種 計
Ⅲ. 出来ばえ					

(判定基準項目合計数)

考 査 項 目 別 運 用 表

（ 検 査 員 ）

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 厚さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ すべり抵抗値、透水量管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()						
☐ 単独工種							
☐ 第1工種							
☐ 第2工種							

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準

1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合

		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

適用：H27. 2. 1以降の入札公告・通知

2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合

品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。

【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。)

☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。

☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。

☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。

2工種による判定計算

第1工種 第2工種

+

=

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	既設舗装着色工事	●評価対象項目		●判断基準	
Ⅲ. 出来ばえ		☐ 塗装の均一性が良い。		該当4項目以上・・・a	評価項目数
		☐ 細部まできめ細かな施工がされている。		該当3項目・・・・・・b	第1工種
		☐ 補修箇所が無い。		該当2項目・・・・・・c	第2工種
		☐ 施工前の清掃が入念に実施されている。		該当1項目以下・・・d	計
		☐ 全体的な美観が良い。			
					1工種 2工種 計
				a	+ =
				b	+ =
				c	+ =
				d	+ =
					(判定基準項目合計数)

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ	トンネル工事	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d	評価項目数 第1工種 第2工種 計
Ⅲ. 出来ばえ		☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い。			1工種 2工種 計 + + + + = = = = (判定基準項目合計数)

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e																																
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙ー4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施工完了後、余刺枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。																																	
☐ 単独工種																																							
☐ 第1工種																																							
☐ 第2工種																																							
2工種による判定計算	第1工種 + 	第2工種 + 	=																																				
●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきの判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきの判断不可能</td></tr><tr><td></td><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。 適用：H27. 2. 1以降の入札公告・通知										ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">品質の良さの該当項目数</td><td rowspan="2">測定値が無い</td></tr><tr><td></td><td></td><td>3項目該当</td><td>2項目該当</td><td>1項目該当</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>										品質の良さの該当項目数			測定値が無い			3項目該当	2項目該当	1項目該当	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		品質の良さの該当項目数			測定値が無い																																		
		3項目該当	2項目該当	1項目該当																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	植栽工事	●評価対象項目 ☐ 樹木の活着状況が良い。 ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d	
Ⅲ. 出来ばえ					
		評価項目数 第1工種 第2工種 計		a b c d	1工種 2工種 計 (判定基準項目合計数)

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e																																
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙ー4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 ☐ ☐ ☐ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。																																	
☐ 単独工種																																							
☐ 第1工種																																							
☐ 第2工種																																							
*落石防止柵(網)設置工事については、別紙3-29-39を使用																																							
●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきの判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきの判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。										ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c		
		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
適用：H27. 2. 1以降の入札公告・通知 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。																																							
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="4">品質の良さの該当項目数</th><th rowspan="2">測定値が無い</th></tr><tr><th>3項目該当</th><th>2項目該当</th><th>1項目該当</th><th></th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>										品質の良さの該当項目数				測定値が無い	3項目該当	2項目該当	1項目該当		評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		品質の良さの該当項目数				測定値が無い																																	
		3項目該当	2項目該当	1項目該当																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
2工種による判定計算 <table><tr><td>第1工種</td><td>第2工種</td><td></td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td>+</td><td>=</td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>								第1工種	第2工種						+	=																							
第1工種	第2工種																																						
	+	=																																					

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	防護柵設置工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ きめ細やかに施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・・b 該当3項目・・・・・・・c 該当2項目以下・・・d	1工種 2工種 計 (判定基準項目合計数)
Ⅲ. 出来ばえ				評価項目数 第1工種 第2工種 計	a b c d

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e																																
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙ー4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 標識等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 標識等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 標識等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。																																	
☐ 単独工種	☐ ☐ ☐ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。																																						
☐ 第1工種	☐ ☐ ☐ 色彩・反射性能を試験結果報告書等で確認できる。																																						
☐ 第2工種	☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()																																						
●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきの判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきの判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。 適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。										ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c		
		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
2工種による判定計算	第1工種 + 	第2工種 + 	 = =																																				
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="4">品質の良さの該当項目数</th><th rowspan="2">測定値が無い</th></tr><tr><th>3項目該当</th><th>2項目該当</th><th>1項目該当</th><th></th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>										品質の良さの該当項目数				測定値が無い	3項目該当	2項目該当	1項目該当		評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		品質の良さの該当項目数				測定値が無い																																	
		3項目該当	2項目該当	1項目該当																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

考査項目	工 種	a	b	c	d								
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている								
3. 出来形及び出来ばえ	標識設置工事	●評価対象項目 ☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 ☐ 標識板の支柱に変色が無い。 ☐ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	評価項目数 第1工種 第2工種 計	a b c d	1工種 2工種 計	+	+	=	=	計	
Ⅲ. 出来ばえ		(判定基準項目合計数)											

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e																																																												
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																																												
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 熔融式、高視認性区画線の施工では、熔融槽を適温に管理し常に180～220℃で塗布していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 区画線の施工にあたって 気温5℃以下の場合は路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。																																																													
☐ 単独工種																																																																			
☐ 第1工種																																																																			
☐ 第2工種																																																																			
2工種による判定計算	第1工種 + 	第2工種 + 	=																																																																
●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきの判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきの判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><th rowspan="4">評価値</th><th>90%以上</th><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><th>75%以上90%未満</th><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><th>60%以上75%未満</th><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><th>60%未満</th><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。 適用:H27. 2. 1以降の入札公告・通知 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">品質の良さの該当項目数</th><th rowspan="2">測定値が無い</th></tr><tr><th>3項目該当</th><th>2項目該当</th><th>1項目該当</th></tr><tr><th rowspan="4">評価値</th><th>90%以上</th><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><th>75%以上90%未満</th><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><th>60%以上75%未満</th><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><th>60%未満</th><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>										ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c			品質の良さの該当項目数			測定値が無い	3項目該当	2項目該当	1項目該当	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																																														
		50%以下	80%以下	80%を超える																																																															
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																																														
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																																														
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																																														
	60%未満	b'	c	c	c																																																														
		品質の良さの該当項目数			測定値が無い																																																														
		3項目該当	2項目該当	1項目該当																																																															
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																																														
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																																														
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																																														
	60%未満	b'	c	c	c																																																														

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	区画線設置工事	●評価対象項目 ☐ 塗料の塗布が均一である。 ☐ 視認性が良い。 ☐ 接着状態が良い。 ☐ 施工前の清掃が入念に実施されている ☐ 全体的な美観が良い。	●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	評価項目数 第1工種 第2工種 計	a b c d 1工種 2工種 計 (判定基準項目合計数)

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e																																																											
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																																											
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 ☐ ☐ ☐ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()																																																																	
☐ 単独工種																																																																		
☐ 第1工種																																																																		
☐ 第2工種																																																																		
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。																																																																		
●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table><tr><td></td><td colspan="3">ばらつきの判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきの判断不可能</td></tr><tr><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。 適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。 <table><tr><td></td><td colspan="3">品質の良さの該当項目数</td><td rowspan="2">測定値が無い</td></tr><tr><td></td><td>3項目該当</td><td>2項目該当</td><td>1項目該当</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>								ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能		50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c		品質の良さの該当項目数			測定値が無い		3項目該当	2項目該当	1項目該当	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
	ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																																														
	50%以下	80%以下	80%を超える																																																															
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																																													
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																																													
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																																													
	60%未満	b'	c	c	c																																																													
	品質の良さの該当項目数			測定値が無い																																																														
	3項目該当	2項目該当	1項目該当																																																															
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																																													
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																																													
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																																													
	60%未満	b'	c	c	c																																																													
2工種による判定計算	第1工種 <table><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table> + <table><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table> = <table><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>							第2工種 <table><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table> = <table><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>																																																										

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	電線共同溝工事	●評価対象項目 ☐ 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 ☐ プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ☐ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	評価項目数 第1工種 第2工種 計
Ⅲ. 出来ばえ		a b c d	1工種 2工種 計	(判定基準項目合計数)	

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	優れている	bより優れている	やや優れている	Cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
II.品質	●評価対象項目 ☐ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()						
	●判断基準 該当項目が6項目以上・.....a 該当項目が5項目.....a' 該当項目が4項目.....b 該当項目が3項目.....b' 該当項目が2項目以下.....c						
	注 記載の5項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大9項目とする。						

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	維持・修繕工事	●評価対象項目 ☐ 小構造物等にも注意が払われている。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上・...a 該当2項目.....b 該当1項目.....c 該当項目なし.....d	
III. 出来ばえ					

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
II.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 気象・海象を調査し、潮位、潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 台風などの異常気象に備えて、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他() ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満..... a' 評価値が70%以上80%未満..... b 評価値が60%以上70%未満..... b' 評価値が60%未満.....c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。						

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	港湾・海岸工事 (浚渫工)	●評価対象項目 ☐ 規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分のできばえの良さがうかがえる。 ☐ 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上がりが良い。 ☐ 浚渫及び盛り等土砂が適切に処理されている。			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d
III. 出来ばえ					

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙―4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外						
○ 単独工種	【共通】 ☐ ☐ ☐ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 気象・海象を調査し、潮位、潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 台風などの異常気象に備えて、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他()						
○ 第1工種							
○ 第2工種							
【床堀工】 ☐ ☐ ☐ 作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 底面、法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の材料で埋戻しを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()							
【圧密・排水工、締固工、固化工】 ☐ ☐ ☐ 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ ☐ ☐ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ サンドトレーン、砕石トレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 ☐ ☐ ☐ ベーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したベーパードレーンの頭部が保護され、排水機能が維持されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ ☐ ☐ 前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ ☐ ☐ 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()							
2工種による判定計算	第1工種	第2工種					

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準

1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合

		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知

2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合

品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。

【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。)

☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。

☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。

☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。

		品質の良さの該当項目数			測定値が無い
		3項目該当	2項目該当	1項目該当	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	港湾・海岸工事(地盤改良工)	●評価対象項目 ☐ 規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分のできばえの良さがうかがえる。 ☐ 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 ☐ 浚渫及び盛上り等の土砂が適切に処理されている。	●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	評価項目数 第1工種 第2工種 計	1工種 2工種 計 (判定基準項目合計数)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ II.品質 □ 単独工種 □ 第1工種 □ 第2工種	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙ー4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																														
	●評価対象項目 ☐ × 対象外 ☐ □ □ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ □ □ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 ☐ □ □ □ 気象・海象を調査し、潮位、潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されていることが確認できる。 ☐ □ □ □ 台風などの異常気象に備えて、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 ☐ □ □ □ 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 ☐ □ □ □ 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ □ □ □ マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 ☐ □ □ □ 捨石、被覆石及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。 ☐ □ □ 裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。 ☐ □ □ □ その他() ☐ □ □ □ その他()					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。																															
●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきの判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきの判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </table> 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。										ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
2工種による判定計算	第1工種 + 第2工種 =																																				
注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。 適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">品質の良さの該当項目数</th><th rowspan="2">測定値が無い</th></tr> <tr> <th>3項目該当</th><th>2項目該当</th><th>1項目該当</th></tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </table>										品質の良さの該当項目数			測定値が無い	3項目該当	2項目該当	1項目該当	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		品質の良さの該当項目数			測定値が無い																																
		3項目該当	2項目該当	1項目該当																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																

考査項目	工 種	a	b	c	d						
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている						
3. 出来形 及び 出来ばえ	港湾・海岸工事 (捨石・被覆石工)	●評価対象項目	●判断基準			1工種	2工種	計			
Ⅲ. 出来ばえ		☐ 構造物等の通りが良い。	該当4項目以上・・・a	評価項目数	第1工種	a		+		=	
		☐ 施工管理記録等から不可視部分のできばえの良さがうかがえる。	該当3項目・・・・・・b		第2工種	b		+		=	
		☐ 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。	該当2項目・・・・・・c		計	c		+		=	
		☐ きめ細やかな施工がなされている。	該当1項目以下・・・d			d		+		=	
		☐ 全体的な美観が良い。									
					(判定基準項目合計数)						

考查項目	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																														
II.品質	☐ ●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 気象・海象を調査し、潮位、潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 台風などの異常気象に備えて、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 鋼材の規格・数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ ☐ ☐ 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 ☐ ☐ ☐ 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。																															
1工種による判定計算	●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table><tr><td></td><td colspan="3">ばらつきの判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきの判断不可能</td></tr><tr><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。								ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能		50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
	ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																	
	50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
2工種による判定計算	適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。 <table><tr><td></td><td colspan="3">品質の良さの該当項目数</td><td rowspan="2">測定値が無い</td></tr><tr><td></td><td>3項目該当</td><td>2項目該当</td><td>1項目該当</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>								品質の良さの該当項目数			測定値が無い		3項目該当	2項目該当	1項目該当	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
	品質の良さの該当項目数			測定値が無い																																	
	3項目該当	2項目該当	1項目該当																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																

考査項目	工 種	a	b	c	d			
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている			
3. 出来形及び出来ばえ	港湾・海岸工事 (本体工)	●評価対象項目		●判断基準		1工種	2工種	計
Ⅲ. 出来ばえ		☐ 構造物等の通りが良い。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分のできばえの良さがうかがえる。 ☐ 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。	該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	評価項目数 第1工種 第2工種 計	a b c d	+ + + +	= = = =	
(判定基準項目合計数)								

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考 査 項 目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙ー4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外						
○ 単独工種	【共通】 ☐ ☐ ☐ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 気象・海象を調査し、潮位、潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 台風などの異常気象に備えて、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 ☐ ☐ その他()						
○ 第1工種							
○ 第2工種							
【コンクリート関係】 ☐ ☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ ☐ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ ☐ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ ☐ ☐ その他()							
【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】 ☐ ☐ ☐ ケーソン・ブロック仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ ケーソン・ブロック据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ ケーソン・ブロック据付等及び中詰においてケーソン・ブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()							
2工種による判定計算	第1工種	第2工種					

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準
1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合

		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、
評価対象項目(評価値)だけで評価する。
適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知
2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合
品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。

【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。)
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。

		品質の良さの該当項目数			測定値が無い
		3項目該当	2項目該当	1項目該当	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	港湾・海岸工事(本体工)	●評価対象項目 ☐ 構造物等の通りが良い。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分のできばえの良さがうかがえる。 ☐ 構造物等の表面及び端部の仕上がりが良い。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	
Ⅲ. 出来ばえ				評価項目数 第1工種 第2工種 計	1工種 2工種 計 (判定基準項目合計数)

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	a	a'	b	b'	c	d	e																													
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙ー4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																													
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。 ☐ ☐ ☐ 掘削床付け面が乱されずに掘削されている。また、浮き石等がない。 ☐ ☐ ☐ 埋戻し(盛土)を行うにあたり、締固めを適正な条件で施工している。 ☐ ☐ ☐ 掘削(山留)内の排水処理が適正に行われていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ ウェルポイント、デーフウェル等の排水量及び地下水位管理が適正に行われている。 ☐ ☐ ☐ 腹起こしの設置にあたり、土留め壁との間に隙間がないことが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 裏込め材注入圧力は、低圧で施工していること等が施工記録により確認できる。 ☐ ☐ ☐ 日々の計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 管渠又は覆工コンクリート等から漏水がない。 ☐ ☐ ☐ 管渠又は覆工コンクリート等にクラックの発生がない。 ☐ ☐ ☐ 掘進機に裏込め材流出防止のための装置が装着されている。 ☐ ☐ ☐ 舗装工において、設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。 (アスファルト混合物の事前審査制度又はアスファルト合材配合統一用紙の適用工事は除く) ☐ ☐ ☐ 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 ☐ ☐ ☐ 舗設後、直ちに供用する必要のある現場で、交通開放を適切に行っている。 ☐ ☐ ☐ 舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。 ☐ ☐ ☐ 目地の処理が仕様書に定められた通りであることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 有害なクラック、損傷が無い。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。																														
☐ 単独工種																																				
☐ 第1工種																																				
☐ 第2工種																																				
●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合																																				
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきの判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきの判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>									ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																															
		50%以下	80%以下	80%を超える																																
評価値	90%以上	a	a'	b	b																															
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																															
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																															
	60%未満	b'	c	c	c																															
注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、 評価対象項目(評価値)だけで評価する。 適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知																																				
2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。																																				
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">品質の良さの該当項目数</th><th rowspan="2">測定値が無い</th></tr><tr><th>3項目該当</th><th>2項目該当</th><th>1項目該当</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>									品質の良さの該当項目数			測定値が無い	3項目該当	2項目該当	1項目該当	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		品質の良さの該当項目数			測定値が無い																															
		3項目該当	2項目該当	1項目該当																																
評価値	90%以上	a	a'	b	b																															
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																															
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																															
	60%未満	b'	c	c	c																															
2工種による判定計算	第1工種 <table><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>			第2工種 <table><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>			<table><tr><td></td><td>+</td><td></td><td>=</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					+		=																						
	+		=																																	

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d		
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている		
3. 出来形及び出来ばえ	下水道工事 (管渠工)	●評価対象項目 ☐ 切土、埋戻、盛土の仕上り状況が良い。また沈下等が無い。 ☐ インパートの仕上りが良い。 ☐ 管口の処理が良い。 ☐ 管渠の通りが良い。 ☐ 舗装の平坦性が良く、水溜まり等が生じていない。 ☐ 舗装の構造物等へのすりつけ等が良い。 ☐ 排水施設の蓋のがたつきがなく、受枠にゴミがたまっていない。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当7項目以上・・・a 該当5項目・・・・・・b 該当4項目・・・・・・c 該当3項目以下・・・d		
Ⅲ. 出来ばえ		評価項目数 第1工種 第2工種 計	a b c d	1工種 2工種 計	計		

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙ー4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																														
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ☐ × 対象外					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。																															
☐ 単独工種	☐ ☐ ☐ 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。 ☐ ☐ ☐ 掘削床付け面が乱されずに掘削されている。また、浮き石等がない。 ☐ ☐ ☐ 埋戻し(盛土)を行うにあたり、締固めを適正な条件で施工している。 ☐ ☐ ☐ 掘削(山留)内の排水処理が適正に行われていることが確認できる。																																				
☐ 第1工種	☐ ☐ ☐ ウェルポイント、ディープウェル等の排水量及び地下水位管理が適正に行われている。 ☐ ☐ ☐ 腹起こしの設置にあたり、土留め壁との間に隙間がないことが確認できる。																																				
☐ 第2工種	☐ ☐ ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・W／C・最大骨材粒径・アルカリ総量等)が確認できる。 ☐ ☐ ☐ コンクリート打設時の必要な供試体采取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ ☐ ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のハイプレータの機種・養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ ☐ ☐ 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。 ☐ ☐ ☐ コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。																																				
	☐ × 対象外					●判断基準																															
	☐ ☐ ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。					1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合																															
	☐ ☐ ☐ スペースの材質が適正で、品質が確認できる。					<table><tr><th rowspan="5">評価値</th><th colspan="4">ばらつきの判断可能</th><th rowspan="5">ばらつきの判断不可能</th></tr><tr><th colspan="4">50%以下 80%以下 80%を超える</th></tr><tr><th>90%以上</th><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><th>75%以上90%未満</th><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><th>60%以上75%未満</th><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><th>60%未満</th><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>		評価値	ばらつきの判断可能				ばらつきの判断不可能	50%以下 80%以下 80%を超える				90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきの判断可能				ばらつきの判断不可能																																
	50%以下 80%以下 80%を超える																																				
	90%以上	a	a'	b					b																												
	75%以上90%未満	a'	b	b'		b'																															
	60%以上75%未満	b	b'	c		c																															
60%未満	b'	c	c	c																																	
	☐ ☐ ☐ 鉄筋のガス圧接の状態の強度確認試験、外観検査が適正に行われている。																																				
	☐ ☐ ☐ 鉄筋の継ぎ手長、定着長が適切に管理されている。																																				
	☐ ☐ ☐ 鉄筋圧接の位置が設計図書に準じており、かつ圧接位置が、千鳥に配置されていることが、写真で確認できる。					注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。 適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知																															
	☐ ☐ ☐ SD295とSD345の使用区分が明確になっており、写真で確認できる。																																				
	☐ ☐ ☐ 杭に損傷及び補修痕が無い。					2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。																															
	☐ ☐ ☐ 杭の打止め管理方法または場所打ち杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。																																				
	☐ ☐ ☐ 水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。					【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。																															
	☐ ☐ ☐ 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。																																				
	☐ ☐ ☐ 場所打ち杭についてトレミー管をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。																																				
	☐ ☐ ☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が適切に管理されている。																																				
	☐ ☐ ☐ 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。					<table><tr><th rowspan="5">評価値</th><th colspan="4">品質の良さの該当項目数</th><th rowspan="5">測定値が無い</th></tr><tr><th colspan="4">3項目該当 2項目該当 1項目該当</th></tr><tr><th>90%以上</th><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><th>75%以上90%未満</th><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><th>60%以上75%未満</th><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><th>60%未満</th><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>		評価値	品質の良さの該当項目数				測定値が無い	3項目該当 2項目該当 1項目該当				90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	品質の良さの該当項目数				測定値が無い																																
	3項目該当 2項目該当 1項目該当																																				
	90%以上	a	a'	b					b																												
	75%以上90%未満	a'	b	b'		b'																															
	60%以上75%未満	b	b'	c		c																															
60%未満	b'	c	c	c																																	
	☐ ☐ ☐ 舗設後、直ちに供用する必要のある現場で、交通解放を適切に行っている。																																				
	☐ ☐ ☐ 舗設の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。																																				
	☐ ☐ ☐ 目地の処理が仕様書で定められたとおりであることが確認できる。																																				
	☐ ☐ ☐ 有害なクラック、損傷が無い。																																				
	☐ ☐ ☐ その他()																																				
	☐ ☐ ☐ その他()																																				

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	下水道工事(処理場躯体工)	●評価対象項目 ☐ 切土、埋戻、盛土の仕上り状況が良い。また沈下等が無い。 ☐ 基礎工について施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ コンクリート構造物の肌が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ スラブ上に水溜まりが生じない配慮がある。 ☐ 漏水がない。			
Ⅲ. 出来ばえ		●判断基準 該当11項目以上・・・a 該当8項目・・・・・・・b 該当7項目・・・・・・・c 該当6項目以下・・・d			
		☐ 防食塗装の端部、突起部等の処置が良い。 ☐ 足掛け金物等が等間隔、水平、所定の埋込長で施工されている。 ☐ 開口部の蓋の開閉作業がスムーズに行える。 ☐ 角落しがスムーズに設置、撤去できる。 ☐ フェンスのがたつきが無く、通りが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e																																																																			
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙ー4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																																																			
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ ☐ ☐ 材料、部材の品質及び形状が設計図書に適合しており、証明書が整備されている。 ☐ ☐ ☐ 遊戯施設等の機能と安全性が設計図書に適合しており、証明書が整備されている。 ☐ ☐ ☐ 園路等の路盤工に関し、現場密度試験が適切に行われ、管理されている。 ☐ ☐ ☐ 園路等の表層材料に関し、配合報告書により適切な配合規格が確認できる。 ☐ ☐ ☐ 平板、タイル舗装等の目ずれがなく、仕様書等に定められたとおり処理されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 排水勾配が適正に守られ、水溜まりが生じていない。 ☐ ☐ ☐ 植物、公園資材等による修景効果向上についての配慮が事前に十分検討され、良好な施工がうかがえる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。																																																																				
☐ 単独工種																																																																										
☐ 第1工種																																																																										
☐ 第2工種																																																																										
●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきの判断可能</td><td>ばらつきの判断不可能</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。 適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。 2工種による判定計算 第1工種 第2工種 <table><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td>+</td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">品質の良さの該当項目数</td><td rowspan="2">測定値が無い</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>3項目該当</td><td>2項目該当</td><td>1項目該当</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>										ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c					+							品質の良さの該当項目数		測定値が無い			3項目該当	2項目該当	1項目該当	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																																																					
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																																																					
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																																																					
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																																																					
	60%未満	b'	c	c	c																																																																					
	+																																																																									
		品質の良さの該当項目数		測定値が無い																																																																						
		3項目該当	2項目該当		1項目該当																																																																					
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																																																					
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																																																					
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																																																					
	60%未満	b'	c	c	c																																																																					

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	公園施設整備工事	●判断基準 該当4項目以上・・・a 評価項目数 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d			
Ⅲ. 出来ばえ		●判断基準 1工種 2工種 計 a + = b + = c + = d + = (判定基準項目合計数)			

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙ー4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ☐ × 対象外						
□ 単独工種	【共通】 ☐ ☐ ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ ☐ ☐ 材料の品質規格証明書が整備されている。 ☐ ☐ ☐ JIS 規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。 ☐ ☐ ☐ 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 二次製品の保管、吊込み、据付等に十分注意を払っていることが確認でき、製品に有害なひび割れ、損傷等が無い。 ☐ ☐ ☐ 土留め、ウェルポイント等の仮設が適切に施工、管理されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他()						
□ 第1工種							
□ 第2工種							
*石・ブロック積(張)工については、「護岸・根固・水制工」に係るものを除く。	【用排水構造物工】 ☐ ☐ ☐ 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 ☐ ☐ ☐ 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが入念に行われていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 呑口、吐口、集水樹等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥が無い。 ☐ ☐ ☐ 施設の流末は浸食、滞留等が生じないように処理されている。 ☐ ☐ ☐ 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。 ☐ ☐ ☐ 製品の継目部は隙間やズレがなく適切に施工されている。 ☐ ☐ ☐ 継目部の目地モルタルが適切に施工されている。 ☐ ☐ ☐ 製品周りの埋戻し・盛土の施工にあたり、巻出し・転圧が適切に施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他()						
	【プレキャストカルバート工、プレキャスト擁壁工、石・ブロック積(張)工等】 ☐ ☐ ☐ 胴込コンクリートや裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。 ☐ ☐ ☐ 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 ☐ ☐ ☐ 製品の連結又はかみ合わせが適切である。 ☐ ☐ ☐ 端部における地山とのすり付けが適切である。 ☐ ☐ ☐ 丁張りを2重・3重に設けるなど、法勾配、裏込材の厚さの確保のため細心の注意を払っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他()						
2工種による判定計算	第1工種	第2工種					

●判断基準

1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合

		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知

2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合

品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。

【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。)

☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。

☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。

☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。

		品質の良さの該当項目数			測定値が無い
		3項目該当	2項目該当	1項目該当	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	二次製品構造物工事	●評価対象項目 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 材料の連結、かみ合わせが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックがない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 土工の仕上げが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当5項目・・・・・・b 該当4項目・・・・・・c 該当3項目以下・・・d	1工種 2工種 計 a + = b + = c + = d + = (判定基準項目合計数)
Ⅲ. 出来ばえ					

考 査 項 目 別 運 用 表

		(検 査 員)																																																																												
考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e																																																																							
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙―4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																																																							
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 盛土材料の土質が適正である。 ☐ ☐ ☐ 盛土の締固めが適正な条件(人力機械別、巻き出し厚・敷均し・転圧作業等)で施工されている。 ☐ ☐ ☐ 盛土の締固め管理(密度等)が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料等により的確に確認できる。 ☐ ☐ ☐ 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。																																																																								
☐ 単独工種																																																																														
☐ 第1工種																																																																														
☐ 第2工種																																																																														
●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table><tr><td></td><td></td><td colspan="3">ばらつきの判断可能</td><td>ばらつきの判断不可能</td></tr><tr><td></td><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。 適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。 2工種による判定計算 <table><tr><td>第1工種</td><td>第2工種</td><td></td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td>+</td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> 品質の良さの該当項目数 <table><tr><td></td><td>3項目該当</td><td>2項目該当</td><td>1項目該当</td><td>測定値が無い</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>										ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える		評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	第1工種	第2工種						+						3項目該当	2項目該当	1項目該当	測定値が無い	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																																																									
		50%以下	80%以下	80%を超える																																																																										
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																																																									
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																																																									
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																																																									
	60%未満	b'	c	c	c																																																																									
第1工種	第2工種																																																																													
	+																																																																													
	3項目該当	2項目該当	1項目該当	測定値が無い																																																																										
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																																																									
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																																																									
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																																																									
	60%未満	b'	c	c	c																																																																									

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	補強土壁工事	●評価対象項目 ☐ 壁面材(コンクリート製品)の割れ・カケがない。 ☐ 基礎上面の平坦性が良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d	1工種 2工種 計 a + = b + = c + = d + = (判定基準項目合計数)
Ⅲ. 出来ばえ					

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙ー4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																	
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ☐ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 鋼板接着工のボルト、注入材の品質が確認できる。 ☐ ☐ ☐ アンカーボルト孔の削孔長をアンカーボルトと同径程度の曲がらない定規で全数確認し、かつ資料も整備されている。 ☐ ☐ ☐ 施工後にアンカーボルト定着長を超音波探傷器を用いて全数測定し、かつ資料も整備されている。 ☐ ☐ ☐ アンカーボルト樹脂注入の際に、樹脂が密入されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 床版工の繊維シート付着の品質が確認できる。 ☐ ☐ ☐ 落橋防止装置工の鋼製ブラケットの品質が確認できる。 ☐ ☐ ☐ 落橋防止装置工のアンカーボルト引張等の品質が確認できる。 ☐ ☐ ☐ ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 ☐ ☐ ☐ 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 ☐ ☐ ☐ ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 塗装・溶接施工時の天候、気温及び湿度等の条件が記録・整理されている。 ☐ ☐ ☐ 塗料の空缶管理が写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他(使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。) ☐ ☐ ☐ その他(構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。) ☐ ☐ ☐ その他(監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。) ☐ ☐ ☐ その他(使用したグラウト材、モルタルの強度試験・現場試験を行っており品質の確認ができる。) ☐ ☐ ☐ その他(既設構造物はつり面に残存クラック等の有害な損傷部がないことが確認できる。) ☐ ☐ ☐ その他(使用材料の品質が出荷証明等により、製造年月日、ロット番号、数量の確認ができる。) ☐ ☐ ☐ その他(既存鉄筋のケレンおよび防錆処理を適切に行っていることが確認できる。) ☐ ☐ ☐ その他(☐ ☐ ☐ その他(					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。 ●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきの判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきの判断不可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。 適用:H27. 2. 1以降の入札公告・通知 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。					ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																			
		50%以下	80%以下	80%を超える																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																			
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																			
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																			
	60%未満	b'	c	c	c																																			
2工種による判定計算	第1工種 第2工種 																																							

考査項目	工 種	a	b	c	d		
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている		
3. 出来形及び出来ばえ	橋梁補修・補強工事	●評価対象項目 ☐ 小構造物にも細心の注意が払われている。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ ケレンの施工状況が良い。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当5項目・・・・・・・b 該当4項目・・・・・・・c 該当3項目以下・・・d		1工種 a b c d	
Ⅲ. 出来ばえ				第1工種 第2工種 計		2工種 + + + + 計 (判定基準項目合計数)	

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙ー4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																														
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 ☐ ☐ ☐ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 ☐ ☐ ☐ 機器等(設備等)の機能が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 ☐ ☐ ☐ 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され、良質な施工が伺える。																																				
☐ 単独工種	☐ ☐ ☐ その他()																																				
☐ 第1工種	☐ ☐ ☐ その他()																																				
☐ 第2工種																																					
●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきの判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきの判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。 適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。 2工種による判定計算 第1工種 第2工種 + =										ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	建築工事 (簡易なもの)	●評価対象項目 ☐ 建築物の通り、形状が良い。 ☐ 仕上げの均一性、平坦性が良い。 ☐ 機能面での配慮が適切である。 ☐ 防水の納まりが良好である。 ☐ 建具の取り付け、作動が良い。 ☐ 関連工事との取り合いが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当5項目・・・・・・b 該当4項目・・・・・・c 該当3項目以下・・・d	1工種 2工種 計 a + = b + = c + = d + = (判定基準項目合計数)
Ⅲ. 出来ばえ					

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 □ □ □ 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。 □ □ □ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 □ □ □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 □ □ □ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 □ □ □ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 □ □ □ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 □ □ □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 □ □ □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 □ □ □ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 □ □ □ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 □ □ □ 完成図書(取扱説明書)に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 □ □ □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 □ □ □ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 □ □ □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 □ □ □ パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 □ □ □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 □ □ □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 □ □ □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ □ □ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ □ □ その他() □ □ □ その他()						
□ 単独工種						●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満..... a' 評価値が70%以上80%未満..... b 評価値が60%以上70%未満..... b' 評価値が60%未満.....c	
□ 第1工種	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。						
□ 第2工種							

●判断基準

評価値が90%以上.....a

評価値が80%以上90%未満..... a'

評価値が70%以上80%未満..... b

評価値が60%以上70%未満..... b'

評価値が60%未満.....c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	機械設備工事	●評価対象項目 ☐ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ☐ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d
Ⅲ. 出来ばえ					

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 □ □ □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。 □ □ □ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 □ □ □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 □ □ □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 □ □ □ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ □ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 □ □ □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ □ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 □ □ □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)していることが確認できる。 □ □ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 □ □ □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 □ □ □ その他() □ □ □ その他()						
□ 単独工程							
□ 第1工程							
□ 第2工程	●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満..... a' 評価値が70%以上80%未満..... b 評価値が60%以上70%未満..... b' 評価値が60%未満.....c						
	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。						

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事	●評価対象項目 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
Ⅱ.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外 □ □ □ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 □ □ □ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 □ □ □ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ □ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 □ □ □ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 □ □ □ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 □ □ □ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 □ □ □ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 □ □ □ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 □ □ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 □ □ □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 □ □ □ その他() □ □ □ その他()						
□ 単独工程							
□ 第1工種							
□ 第2工種							
●判断基準							
評価値が'90%以上.....a			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。				
評価値が'80%以上90%未満..... a'							
評価値が'70%以上80%未満..... b							
評価値が'60%以上70%未満..... b'							
評価値が'60%未満.....c							

●判断基準

評価値が90%以上.....a

評価値が80%以上90%未満..... a'

評価値が70%以上80%未満..... b

評価値が60%以上70%未満..... b'

評価値が60%未満.....c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	通信設備工事・受変電設備工事	●評価対象項目 ☐ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・d
Ⅲ.出来ばえ					

考 査 項 目 別 運 用 表

							(検 査 員)																																																													
考查項目	<A>	a	a'	b	b'	c	d	e																																																												
3. 出来形 及び 出来ばえ		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であった ため、監督職員が文書で 指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であった ため、検査職員が修補 指示を行った。																																																												
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙―4参照。																																																																		
Ⅱ.品質	●評価対象項目																																																																			
	☐ ×																																																																			
	☐ □ (	)																																																																		
	☐ □ (	)																																																																		
	☐ □ (	)																																																																		
	☐ □ (	)																																																																		
	☐ □ (	)																																																																		
	☐ □ (	)																																																																		
	☐ □ (	)																																																																		
	☐ □ (	)																																																																		
2工種による 判定計算	第1工種	第2工種	計																																																																	
		+		=																																																																
		注) <A>欄、欄の適用について ① 品質管理項目(ばらつき判断の対象となるもの)がある場合は、欄を適用 [必要な試験項目・頻度を満たしていない場合は、ばらつき判断不可能の欄を適用] ② 品質管理項目(ばらつき判断の対象となるもの)がない場合は、<A>欄を適用																																																																		
		<A> 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 * 該当項目が90%以上.....a * 該当項目が80%以上90%未満.....a' * 該当項目が70%以上80%未満.....b * 該当項目が60%以上70%未満.....b' * 該当項目が60%未満.....c																																																																		
		 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事 ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table><tr><td></td><td colspan="3">ばらつきの判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきの 判断不可能</td></tr><tr><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、 評価対象項目(評価値)だけで評価する。 適用:H27. 2. 1以降の入札公告・通知 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。 <table><tr><td></td><td colspan="3">品質の良さの該当項目数</td><td rowspan="2">測定値が無い</td></tr><tr><td></td><td>3項目該当</td><td>2項目該当</td><td>1項目該当</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>								ばらつきの判断可能			ばらつきの 判断不可能		50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c		品質の良さの該当項目数			測定値が無い		3項目該当	2項目該当	1項目該当	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
	ばらつきの判断可能			ばらつきの 判断不可能																																																																
	50%以下	80%以下	80%を超える																																																																	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																																															
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																																															
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																																															
	60%未満	b'	c	c	c																																																															
	品質の良さの該当項目数			測定値が無い																																																																
	3項目該当	2項目該当	1項目該当																																																																	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																																															
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																																															
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																																															
	60%未満	b'	c	c	c																																																															

考查項目	工 種	a	b	c	d	
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている	
3. 出来形 及び 出来ばえ	その他の工事 又は合併工事	●評価対象項目	●判断基準			
		☐ その他() 該当4項目以上・・・a ☐ その他() 該当3項目・・・・・・b ☐ その他() 該当2項目・・・・・・c ☐ その他() 該当1項目以下・・・d ☐ その他())				
Ⅲ. 出来ばえ		※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。				
		評価項目数 第1工種 a 1工種 + 2工種 = 計 第2工種 b + = 計 c + = d + =				

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考 査 項 目	<A>	a	a'	b	b'	c	d	e																																																																					
3. 出来形 及び 出来ばえ		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であった ため、監督職員が文書で 指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であった ため、検査職員が修補 指示を行った。																																																																					
Ⅱ.品質		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。																																																																											
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 試験結果が規格値を満足し、ばらつきが少ない。 ☐ ☐ ☐ 仮設材にそり、ゆがみ、傷がないことが確認出来る。 ☐ ☐ ☐ 仮設材の組み立て・設置が確実になされ、かつ点検も行われていることが確認出来る。 ☐ ☐ ☐ 周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した施工方法で実施していることが確認出来る。 ☐ ☐ ☐ 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認出来る。 ☐ ☐ ☐ 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐																																																																											
☐ 単独工種																																																																													
☐ 第1工種																																																																													
☐ 第2工種																																																																													
		注) <A>欄、欄の適用について ① 品質管理項目(ばらつき判断の対象となるもの)がある場合は、欄を適用 【必要な試験項目・頻度を満たしていない場合は、ばらつき判断不可能の欄を適用】 ② 品質管理項目(ばらつき判断の対象となるもの)がない場合は、<A>欄を適用																																																																											
2工種による 判定計算	第1工種 	第2工種 	計 	<A> 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 * 該当項目が90%以上.....a' * 該当項目が80%以上90%未満.....a' * 該当項目が70%以上80%未満.....b' * 該当項目が60%以上70%未満.....b' * 該当項目が60%未満.....c					 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事 ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきの判断可能</td><td>ばらつきの 判断不可能</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、 評価対象項目(評価値)だけで評価する。 適用:H27. 2. 1以降の入札公告・通知 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">品質の良さの該当項目数</td><td>測定値が無い</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>3項目該当</td><td>2項目該当</td><td>1項目該当</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>					ばらつきの判断可能			ばらつきの 判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える		評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c			品質の良さの該当項目数			測定値が無い			3項目該当	2項目該当	1項目該当		評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの 判断不可能																																																																								
		50%以下	80%以下	80%を超える																																																																									
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																																																								
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																																																								
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																																																								
	60%未満	b'	c	c	c																																																																								
		品質の良さの該当項目数			測定値が無い																																																																								
		3項目該当	2項目該当	1項目該当																																																																									
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																																																								
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																																																								
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																																																								
	60%未満	b'	c	c	c																																																																								

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ	その他の工事 (仮設工工事)	●評価対象項目 ☐ 鋼矢板・親杭の通りが良い。 ☐ 覆工板にがたつきがない。 ☐ 鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。 ☐ 床付け面の仕上げが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 評価項目数 第1工種 該当3項目・・・・・・・b 第2工種 該当2項目・・・・・・・c 計 該当1項目以下・・・d	1工種 2工種 計 a + = b + = c + = d + =
Ⅲ. 出来ばえ					

考査項目	<A>	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																														
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつき判断は別紙—4参照。																																				
II.品質	●評価対象項目 ○ × 対象外																																					
□ 単独工種		☐ ☐ ☐	濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認出来る。																																			
		☐ ☐ ☐	浚渫、掘削工の施工上の注意事項(仕様書等による)が守られていることが確認出来る。																																			
		☐ ☐ ☐	規定された掘削深度が確保されており、掘削面下を乱さないよう施工されていることが確認出来る。																																			
		☐ ☐ ☐	土壌の運搬が適切であり、運搬管理も良好であることが確認出来る。																																			
□ 第1工種		☐ ☐ ☐	伐木、除根等の適正な運搬、積卸、処分を行っていることが確認出来る。																																			
□ 第2工種		☐ ☐ ☐	廃棄物、投棄物等の処理を適切に行っていることが確認出来る。																																			
		☐ ☐ ☐	法面に有害な損傷部が無い。																																			
		☐ ☐ ☐	その他()																																			
		☐ ☐ ☐	その他()																																			
注) <A>欄、欄の適用について ① 品質管理項目(ばらつき判断の対象となるもの)がある場合は、欄を適用 [必要な試験項目・頻度を満たしていない場合は、ばらつき判断不可能の欄を適用] ② 品質管理項目(ばらつき判断の対象となるもの)がない場合は、<A>欄を適用																																						
<A> 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 * 該当項目が90%以上.....a * 該当項目が80%以上90%未満.....a' * 該当項目が70%以上80%未満.....b * 該当項目が60%以上70%未満.....b' * 該当項目が60%未満.....c 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事 ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつき判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつき判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> 注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつき判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。 適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。											ばらつき判断可能			ばらつき判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつき判断可能			ばらつき判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	
2工種による判定計算 <table style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">第1工種</td> <td style="width: 20%;">第2工種</td> <td style="width: 20%;">計</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">+ =</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td></td> </tr> </table>									第1工種	第2工種	計						+ =																					
第1工種	第2工種	計																																				
+ =																																						

調査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	その他の工事 (河道掘削工事)	●評価対象項目			●判断基準
		☐ 通りが良い。		該当4項目以上・・・a 評価項目数 第1工種	1工種 2工種 計
		☐ 取り合い部のすりつけ状態が良い。。		該当3項目・・・・・・b 第2工種	a + =
		☐ 施工後の表面及び底面等全体的な仕上がりが良い。		該当2項目・・・・・・c 計	b + =
Ⅲ. 出来ばえ		☐ 規定された水深・勾配が確保されている。		該当1項目以下・・・d	c + =
		☐ 全体的な美観が良い。			d + =
		※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。			

考査項目	<A>	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	<A>	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
II. 品質		□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙―4参照。						
□ 単独工種	●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 現場出口からの土砂流出防止に努めていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 土砂搬出先での敷均しを十分に行っていること確認できる。 ☐ ☐ ☐ 搬出先における処分量の確認(高さ、幅、長さ等)を行っていること確認できる。 ☐ ☐ ☐ 運搬車両からの飛散防止等を行っていること確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他()) ☐ ☐ ☐ その他()) ☐ ☐ ☐ その他()) ☐ ☐ ☐ その他())							
□ 第1工種								
□ 第2工種								
注) <A>欄、欄の適用について ① 品質管理項目(ばらつき判断の対象となるもの)がある場合は、欄を適用 [必要な試験項目・頻度を満たしていない場合は、ばらつき判断不可能の欄を適用] ② 品質管理項目(ばらつき判断の対象となるもの)がない場合は、<A>欄を適用								
<A> 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 * 該当項目が90%以上.....a * 該当項目が80%以上90%未満.....a' * 該当項目が70%以上80%未満.....b * 該当項目が60%以上70%未満.....b' * 該当項目が60%未満.....c								

2工種による判定計算	第1工種	第2工種	計
		+	=

 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事

① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 ② 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
 ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合

		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

適用：H27. 2. 1以降の入札公告・通知

2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合
品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。

【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。)

□ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。
 □ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。
 □ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。

		品質の良さの該当項目数			測定値が無い
		3項目該当	2項目該当	1項目該当	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

考查項目	工 種	a	b	c	d							
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている							
3. 出来形 及び 出来ばえ	その他の工事 (残土処分工事)	●評価対象項目	●判断基準			1工種	2工種	計				
		☐ 規定された勾配が確保されている。	該当4項目以上……a	評価項目数	第1工種		a		+		=	
		☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。	該当3項目……………b		第2工種		b		+		=	
		☐ 法面に有害な亀裂がない。	該当2項目……………c		計		c		+		=	
		☐ 全体的な美観が良い。	該当1項目以下……d			d		+		=		
Ⅲ. 出来ばえ		☐ その他()										
		※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。										

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	<A>	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		優れている	bより優れている	やや優れている	oより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
II. 品質		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。						
		●評価対象項目 ○ × 対象外 【電気防食工事】 ☐ ☐ ☐ 材料の実施数量は設計数量を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 陽極の種類化学成分が承諾された品質に適合していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 陽極の形状寸法が承諾された形状寸法に適合していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 陽極の質量が承諾された質量に適合していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 陽極板の電流効率等(陽極電位、発生電流)が承諾された値に適合していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 陽極の取付け位置が適正に施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 被覆溶接の形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)が施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 電気防食の効果確認が整理・記録されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 陽極溶接の下地処理、溶接に不良がないことが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他() 【被覆防食工事】 ☐ ☐ ☐ 材料の実施数量は設計数量を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 下地処理は適正で、ペースト塗布(範囲、塗布量)が適正であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ テープ巻きが適正に施工(巻き量、ラップ長など)されていることが確認できる ☐ ☐ ☐ 保護カパーの種類、品質が承諾された品質に適合していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 保護カパーの締め込み、接合は適正であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()						
		注) <A>欄、欄の適用について ① 品質管理項目(ばらつき判断の対象となるもの)がある場合は、欄を適用 [必要な試験項目・頻度を満たしていない場合は、ばらつき判断不可能の欄を適用] ② 品質管理項目(ばらつき判断の対象となるもの)がない場合は、<A>欄を適用						
2工種による判定計算	第1工種	第2工種	計	<A> 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 * 該当項目が90%以上.....a * 該当項目が80%以上90%未満.....a' * 該当項目が70%以上80%未満.....b * 該当項目が60%以上70%未満.....b' * 該当項目が60%未満.....c				

 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事

① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
② 評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数()
③ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合

		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。
適用：H27. 2. 1以降の入札公告・通知

2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合
品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。

【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。)
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。

		品質の良さの該当項目数			測定値が無い
		3項目該当	2項目該当	1項目該当	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	その他の工事 (電気・被覆防食工事)	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 評価項目数 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	1工種 2工種 計 a + = b + = c + = d + =
Ⅲ. 出来ばえ					

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	<A>	a	a'	b	b'	c	d	e																																																																
3. 出来形及び出来ばえ		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																																																
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。																																																																						
Ⅱ.品質	●評価対象項目																																																																							
	○ × 対象外																																																																							
	☐ ☐ ☐ 分別、再資源化を適切に実施していることが確認できる。																																																																							
☐ 単独工種	☐ ☐ ☐ 施工計画書に定められた計画により実施されていることが確認できる。																																																																							
☐ 第1工種	☐ ☐ ☐ 廃棄物の処理が適切であることが確認できる。																																																																							
☐ 第2工種	☐ ☐ ☐ 請負者の管理記録が適切であることが確認できる。																																																																							
	☐ ☐ ☐ 不可視部分の写真記録が適切であることが確認できる。																																																																							
	☐ ☐ ☐ 周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した施工方法で実施していることが確認できる。																																																																							
	☐ ☐ ☐ その他()																																																																							
	☐ ☐ ☐ その他()																																																																							
注) <A>欄、欄の適用について ① 品質管理項目(ばらつき判断の対象となるもの)がある場合は、欄を適用 [必要な試験項目・頻度を満たしていない場合は、ばらつき判断不可能の欄を適用] ② 品質管理項目(ばらつき判断の対象となるもの)がない場合は、<A>欄を適用																																																																								
2工種による判定計算	第1工種	第2工種	計																																																																					
		+		=																																																																				
<A> 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 * 該当項目が90%以上.....a * 該当項目が80%以上90%未満.....a' * 該当項目が70%以上80%未満.....b * 該当項目が60%以上70%未満.....b' * 該当項目が60%未満.....c																																																																								
 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事 ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきの判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきの判断不可能</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。 適用:H27. 2. 1以降の入札公告・通知 2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。) ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">品質の良さの該当項目数</td><td rowspan="2">測定値が無い</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>3項目該当</td><td>2項目該当</td><td>1項目該当</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>											ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c			品質の良さの該当項目数			測定値が無い			3項目該当	2項目該当	1項目該当	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																																																			
		50%以下	80%以下	80%を超える																																																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																																																			
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																																																			
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																																																			
	60%未満	b'	c	c	c																																																																			
		品質の良さの該当項目数			測定値が無い																																																																			
		3項目該当	2項目該当	1項目該当																																																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																																																			
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																																																			
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																																																			
	60%未満	b'	c	c	c																																																																			

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	その他の工事 (取壊し工事)	●評価対象項目			
		☐ きめ細やかな施工がなされている。			
		☐ 既存部や関連設備と調整がなされている。			
		☐ 取壊し後の整地等仕上りの状態が良好である。			
Ⅲ. 出来ばえ		☐ 取壊し対象(リサイクル材、産業廃棄物等)の散乱等がなく処理が適切である。			
		☐ 施工記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。			
		※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。			
		●判断基準			
		該当4項目以上・・・a	評価項目数	第1工種	1工種
		該当3項目・・・b		第2工種	2工種
		該当2項目・・・c		計	計
		該当1項目以下・・・d			
		a		+	
		b		+	
		c		+	
		d		+	

考 査 項 目 別 運 用 表

(検 査 員)

考査項目	<A>	a	a'	b	b'	c	d	e		
3. 出来形 及び 出来ばえ		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		
Ⅱ.品質		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。								
		●評価対象項目 ○ × 対象外								
☐ 単独工種		☐ ☐ ☐ 地山との取り合わせが適切に行われていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 材料の規格が品質証明、ミルシート等で確認できる。 ☐ ☐ ☐ ボルトや連結金具の締付が適切に施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 網の重ね合わせが設計書どおり施工されていることが確認出来る。								
☐ 第1工種		☐ ☐ ☐ ワイヤロープの初期張力が適切に緊張されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 端部の処理が適切に行われていることが確認出来る。								
☐ 第2工種		☐ ☐ ☐ 縦断勾配、内カーブの変化点の中間支柱に補強金具を必要に応じて取り付けていることが確認出来る。 ☐ ☐ ☐ アンカーや支柱等の根入れが設計図書通り施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 落石防止網の施工前に、施工面の整理(最小限必要な伐採、浮石等の除去)を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 落石防止網の材料に損傷、さび、不良箇所がなく、各種試験に合格していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他() ☐ ☐ ☐ その他()								
注) <A>欄、欄の適用について ① 品質管理項目(ばらつき判断の対象となるもの)がある場合は、欄を適用 [必要な試験項目・頻度を満たしていない場合は、ばらつき判断不可能の欄を適用] ② 品質管理項目(ばらつき判断の対象となるもの)がない場合は、<A>欄を適用										
2工種による 判定計算	第1工種 	第2工種 	計 	<A> 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 * 該当項目が90%以上.....a * 該当項目が80%以上90%未満.....a' * 該当項目が70%以上80%未満.....b * 該当項目が60%以上70%未満.....b' * 該当項目が60%未満.....c						

 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事

① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
② 評価値() % = 該当項目数() / 評価対象項目数()
③ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

1) 試験結果の打点数等が10点以上の場合

		ばらつきの判断可能			ばらつきの
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注) 管理図・ヒストグラムがない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目(評価値)だけで評価する。

適用: H27. 2. 1以降の入札公告・通知

2) 試験結果の打点数等が10点未満の場合
品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。

【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする。)
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。

		品質の良さの該当項目数			測定値が無い
		3項目該当	2項目該当	1項目該当	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ	その他の工事 (落石防止柵(網)工事)	●評価対象項目 ☐ 地山や既設構造物との取り合いが良い。 ☐ 天端、端部の仕上がりが良い。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 部材表面に傷、錆がない。 ☐ 全体的な美観が良い。 ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 評価項目数 第1工種 該当3項目・・・b 第2工種 該当2項目・・・c 計 該当1項目以下・・・d	1工種 2工種 計 a + = b + = c + = d + =
Ⅲ. 出来ばえ					

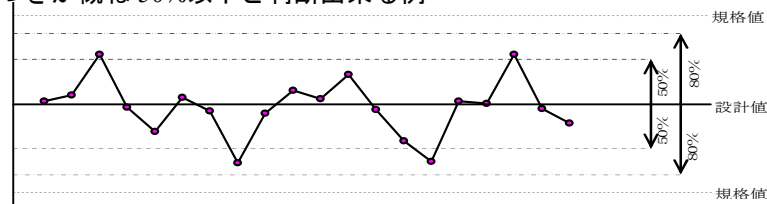
別紙ー 4

1 出来形及び品質のばらつきの考え方

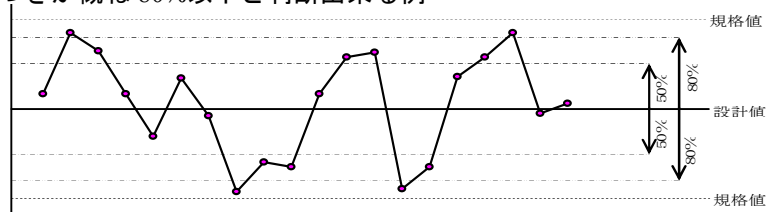
〔管理図の場合〕

（上・下限値がある場合）

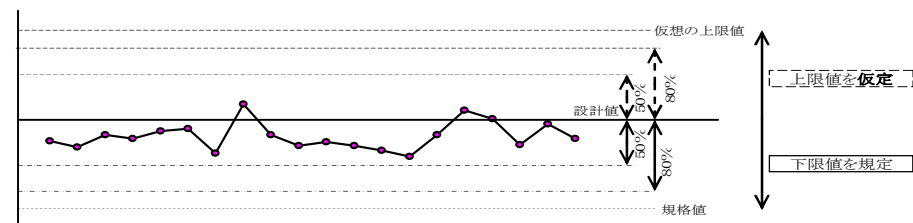
① ばらつきが概ね 50%以下と判断出来る例



② ばらつきが概ね 80%以下と判断出来る例

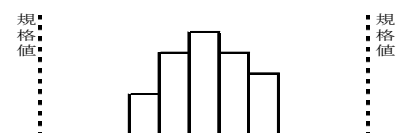


（下限値のみの場合）

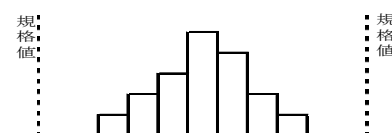


〔度数表またはヒストグラムの場合〕

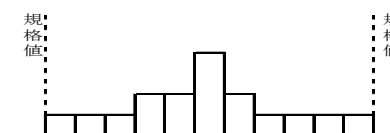
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



2 多工種複合工事の取扱い

- （１）主たる工種で評価する。なお、主たる工種は設計額の最も大きいものとする。
- （２）主たる工種の全体に占める割合が 70%に満たない場合は、原則として、次に割合の大きい工種を加えた 2 工種で評価を行う。
- （３）ただし、主たる工種に明確な優位性がある場合、第 2・第 3 工種に明確な優位差が無い場合に等については、個別に判断し評価対象工種を決定できるものとする。
- （４）複数工種の評価は、対象とした工種を総合的に判断して行う。

3 その他

- ・「工事現場における施工体制確認要領」に基づく施工プロセスチェックリスト、及び別紙 5「施工プロセス総括表」を活用し、チェック結果を評定に反映させること。
- ・検査員のばらつきの判断は主たる工種（設計額（最終設計額）の最もおおきいもの）のみで行う。※上記 2（２）～（４）は適用しない。

施工プロセス総括表

1. 工 事 名 :
2. 工 期 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

事務所名・課室名 :
点検者職・氏名 :

項目	種類	細別	点検内容		チェック時期														完成時 (/)	指示事項
					着手前 (/)	施工中（平成 年度）														
						(4/)	(5/)	(6/)	(7/)	(8/)	(9/)	(10/)	(11/)	(12/)	(1/)	(2/)	(3/)			
1 施工体制一般	I 施工体制一般	工事実績データ	◇ 事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録した。	適正																
				不適正																
			(契約後、変更後、完成時)	対象外																
	建設業許可	□ 下請負金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上の場合、当該業種の特定建設業許可を受けている。 (1回／3ヶ月)	適正																	
			不適正																	
			対象外																	
		○ 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者（主任技術者）を正しく記載している。 (1回／3ヶ月)	適正																	
			不適正																	
			対象外																	
	下請負者の状況	○ 注意する施工体系（別紙－１）に該当していない。 (1回／3ヶ月)	適正																	
			不適正																	
			対象外																	
		○ 下請負者の営業停止期間中又は指名停止期間中に下請け契約を締結していない。 (1回／3ヶ月)	適正																	
			不適正																	
			対象外																	
	施工体制台帳、 施工体系図	○ 現場の施工体制台帳に、下請負契約書（写）及び再下請負通知書（写）が末端の下請負まで添付されており、全て請負金額が確認できる。 (1回／3ヶ月)	適正																	
			不適正																	
			対象外																	
		○ 現場の施工体制台帳及び添付書類と同一の書類を、発注者に提出している。 (1回／3ヶ月)	適正																	
			不適正																	
			対象外																	
		○ 施工体制台帳と施工体系図が整合している。 (1回／3ヶ月)	適正																	
			不適正																	
			対象外																	
		○ 施工体制台帳に、健康保険等の加入状況が末端の下請負人まで記載されている。 (1回／3ヶ月)	適正																	
			不適正																	
			対象外																	
	○ 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (1回／3ヶ月)	適正																		
		不適正																		
		対象外																		
		○ 施工体制台帳及び施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (1回／3ヶ月)	適正																	
			不適正																	
			対象外																	

注) ○ 請負金額250万円以上の全ての工事で点検を実施する項目
◇ 請負金額500万円以上の工事について点検する項目
△ 建設業法第26条第3項に該当する工事（請負金額3,500万円以上の工事）について点検する項目
□ 建設業法第24条の7に該当する工事（下請負の総額が4,000万円以上の工事）について点検する項目

別紙－５②

[illegible]

別紙－５③

[illegible]

別紙－５④

[illegible]

県土整備部土木請負工事成績評定の通知及び公表要領

(目 的)

第1条 この要領は、「県土整備部土木請負工事成績評定の実施要領」（平成15年5月30日付け技第1082号。以下、「評定要領」という。）第6条又は第7条第3項の通知、第8条の説明請求及び回答、並びに第9条の公表に関し必要な事項を定める。

(評定結果の通知)

第2条 評定要領第6条の評定結果の通知は、次の各号により行うものとする。

- (1) 受注者への評定結果の通知は、原則として、当該工事の検査日の翌日から直近の四半期の末日までに、別記様式第4及び評定要領別記様式第3により行うものとする。
ただし、当該工事の検査日の翌日から直近の四半期の末日までの期間が30日未満のときは、直近の四半期の次の四半期の末日までに通知すればよいものとする。
- (2) 受注者への評定結果の通知は、郵送によるものとする。

(修正結果の通知)

第3条 評定要領第7条第3項の修正結果の通知は、次の各号により行うものとする。

- (1) 契約担当者は、評定要領第7条第2項の修正した採点表が評定要領第6条の評定結果の通知をするまでに提出されたときは、当該修正結果のみを前条の規定により通知するものとする。
- (2) 契約担当者は、評定要領第7条第2項の修正した採点表が評定要領第6条の評定結果の通知をした後に提出されたときは、速やかに、別記様式第4及び評定要領別記様式第3により当該工事の受注者に修正結果を通知するものとする。
- (3) 受注者への修正結果の通知は、郵送によるものとする。

(説明請求)

第4条 評定要領第8条第1項により評定の内容について説明を求める者（以下「申立者」という。）は、説明を求める書面に、当該評定結果について説明を求める箇所及び内容を具体的かつ明確に記すものとする。

(説明請求に対する回答)

第5条 契約担当者は、評定要領第8条第1項により評定の内容について説明を求められた場合は、速やかに、別記様式第5により当該申立者に対し回答するものとする。

- 2 契約担当者は、前項の回答をする場合、土木事務所等工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めることができる。
- 3 前項の委員会は、別途定める委員会要綱に基づき設置するものとする。

(再説明請求)

第6条 評定要領第8条第2項の回答を受けた者は、再度の説明を求めることはできないものとする。

(評定結果等の公表)

第7条 評定要領第9条の公表は、次の各号により行うものとする。

- (1) 契約担当者は、評定要領第6条又は第7条第3項の通知をしたときは、当該通知をした日から起算して30日以内に、別記様式第3により評定結果又は修正結果を公表するものとする。
- (2) 契約担当者は、評定要領第8条第2項の回答をしたときは、速やかに、申立者が提出した書面及び契約担当者が回答した書面を公表するものとする。
- (3) 公表の方法は、閲覧によるものとする。
- (4) 公表に供する期間は、公表日の属する年度の翌年度末日までとする。

(評定結果等の公表の場所)

第8条 前条による公表は、当該工事を発注した県民局土木事務所等において行うものとする。

- 2 前項の場合において、各土木事務所にあつては工事業務課、尼崎港管理事務所にあつては西宮土木事務所工事業務課、姫路港管理事務所にあつては姫路土木事務所工事業務課において閲覧に供するものとする。

(公表に関する特例)

第9条 契約担当者は、必要と認める場合には、前条に定める場所に加え契約担当者が必要と認める場所において公表を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において、公表にかかる事項については、契約担当者が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から適用する。

別記様式第4

〇〇〇〇第 号
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

契約担当者 印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、県土整備部土木請負工事成績評定の実施要領に基づき評
定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面
の通知の日から起算して21日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めること
ができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記の
とおりです。

記

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1 工 事 名 | 〇 〇 〇 〇 工 事
(工種：〇〇工事) |
| 2 工 期 | 平成 〇年 〇月 〇日～平成 〇年 〇月 〇日 |
| 3 現場代理人氏名 | 〇 〇 〇 〇 (生年月日 年 月 日) |
| 4 監理技術者氏名 | 〇 〇 〇 〇 (生年月日 年 月 日)
(監理技術者資格者証番号：第〇〇〇〇〇〇〇〇号) |
| 5 主任技術者氏名 | ――― (生年月日―――年――月――日) |
| 6 完成検査年月日 | 平成 〇年 〇月 〇日 |
| 7 成 績 評 定
評 定 点
(修正評定点) | 〇 〇 点 項目別評定点は、別記様式第3のとおり |
| 8 送 付 先 | 〒〇〇〇―〇〇〇〇 兵庫県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
兵庫県〇〇県民局〇〇〇〇事務所長 宛
TEL〇〇〇―〇〇〇―〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇 |
| 9 手続き等の問合せ先 | 〒〇〇〇―〇〇〇〇 兵庫県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
兵庫県〇〇県民局〇〇〇〇事務所 〇〇課長 宛
TEL〇〇〇―〇〇〇―〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇 |

別記様式第 5

〇〇〇〇第 号
平成 年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

〇 〇県民局長
〇 〇 〇 〇 印

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記
のとおり回答します。

記

- 1 工 事 名 〇 〇 〇 〇 工事
- 2 疑問に対する回答

〈参考様式－説明請求書（評定要領第8条第1項関係）〉

平成 年 月 日

契約担当者 様

受注者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

工事成績評定に係る説明請求書

平成 年 月 日付け〇〇（〇〇）第 号で通知のあった工事成績評価の結果について、下記のとおり説明を求めます。

記

1 工 事 名 ○ ○ ○ ○ 工事

2 評価内容に対する疑問点